

矢巾町教職員働き方改革プラン (2024～2026)

令和6年3月策定

令和8年3月一部改正

矢 巾 町 教 育 委 員 会

1 本プランについて

(1) 本プランの位置づけ

本プランは、「岩手県教職員働き方改革プラン(令和6年2月岩手県教育委員会)」を参酌し、矢巾町教育委員会及び矢巾町立小中学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画を兼ねるものです。

(2) 本プランの目的

教職員の長時間勤務を縮減し、教職員がワーク・ライフ・バランスを確保しながら、授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきと意欲をもって子どもたち一人一人に向き合うことができる時間を少しでも多く確保できるよう、学校現場と教育委員会が一体となり働き方改革を推進します。

2 本町における教職員の長時間勤務の現状

○小中学校における長時間勤務者の状況(令和6年度調査結果) (%)

学校種別	超過勤務 80時間以上(月)	内 訳	
		80時間以上 100時間未満	100時間以上
小学校	4.19	3.24	0.95
中学校	12.98	9.84	3.14

(単位%：対職員数比)

3 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について

文部科学省策定の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に適切に対応できる取組を推進していきます。

○上限の目安時間

- ・1か月の在校等時間 超過勤務 45時間以内
- ・1年間の在校等時間 超過勤務 360時間以内

※児童生徒等にかかる臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務 100時間未満、1年間の超過勤務 720時間以内(連続する複数月の平均超過勤務 80時間以内、かつ、超過勤務 45時間超の月は年間6か月まで)

4 プラン期間

本プランは、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間をプラン期間とする。

5 目標

矢巾町教育委員会は、本プランの取組を効果的に進めていくため、厚生労働省が過重業務の評価基準として示す月当たり超過勤務が80時間以上の長時間勤務者について、次のとおり削減目標を掲げ、そのための具体的な取組を進めます。

時間外在校等時間が月100時間以上の教職員をゼロにする

6 取組の方向性

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 業務改善の推進
- (3) 学校を支える人員体制の確保

7 具体的な取組について

この項目に掲げる具体的な取組の実施に当たっては、文部科学大臣が定めた指針に示された「学校と教師の業務の3分類」の考え方を踏まえ、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務及び教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について、業務の適正化及び分担の見直しを進めるものとする。また、これらの取組については、今後の計画の見直しにおいて、業務内容の整理及び明確化を図るものとする。

(1) 教職員の意識改革

① 管理職の適切なマネジメントの推進

○本プランの内容を踏まえ、各小中学校の取組目標や具体的な取組を含むアクションプランを策定、公表しその実情に応じ、主体的に取組を進めます。

(実施主体：学校)

○管理職員は所属職員の勤務の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めるよう、率先して取組の呼掛けや実践を行います。

(実施主体：学校)

○管理職員は部活動の複数顧問の配置や部活動指導員の活動を推進し、適切な部活動の運営及び管理に係る体制の構築に取り組むなど、適切なマネジメントを行います。

(実施主体：学校)

② 勤務時間の適正把握

○教職員が自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めるよう、意識の醸成を図ります。

(実施主体：教育委員会・学校)

○時間外在校等時間の上限を超えた場合には、当該教職員毎に業務や環境整備等の状況について管理職が事後検証（時間外在校等時間の内容、長時間勤務の原因・理由、改善策）及び業務見直しを行います。

（実施主体：教育委員会・学校）

○時間外在校等時間が月80時間以上となる場合については、教職員の健康確保の観点から、業務内容の把握及び必要な対応を行うものとします。

（実施主体：教育委員会・学校）

③ 学校閉庁日の設定

○夏季休業中の一定期間に学校業務を行わない期間や研修・会議を行わない期間を設定し、年休取得等の推進を図ります。

（実施主体：教育委員会・学校）

④ 労働安全衛生体制の確立

○教職員のストレスチェックを実施するなど、心とからだの健康を確保するため、衛生委員会の体制を整備します。

（実施主体：教育委員会）

⑤ 部活動指導ガイドラインの周知徹底

○部活動指導ガイドラインの周知を図るとともに、運用状況を把握し、適切な休養日及び活動時間について、県の方針による基準遵守を徹底します。

（実施主体：教育委員会・学校）

⑥ 保護者や地域社会への理解・啓発

○町及び学校のホームページ等に定時退校日や部活動休養日等について周知徹底を図り、保護者や地域の方の理解と協力を必要に応じて要請します。

（実施主体：教育委員会・学校）

⑦ アンケートの実施

○教育委員会は教職員を対象に年1回アンケートを実施し、取組の効果について検証します。

（実施主体：教育委員会）

（2）業務改善の推進

① 業務の精選・見直し

○コロナ禍で進めた学校行事等の見直しは、効果的な取組を継続しながら、精選・見直しを図ります。

（実施主体：学校）

○学校に設置されている委員会や町主催の会議等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。

（実施主体：教育委員会・学校）

② 学校のICT化

○校務支援システムの効果的な運用を促進し、業務の改善と効率化の推進を図ります。

す。

(実施主体：教育委員会)

○ICTを活用した教材の共有化による教材研究の負担軽減、会議・配布物のペーパーレス化による事務負担の軽減等を図ります。

(実施主体：教育委員会・学校)

③ 調査・統計等の整理・精選

○学校に対する調査・統計等の整理・精選を図ります。

(実施主体：教育委員会)

④ 文書事務の見直し

○電子メールの活用等、文書事務を簡素化し、事務処理の迅速化を図ります。

(実施主体：教育委員会・学校)

(3) 学校を支える人員体制の確保

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用促進

○児童に専門的な見地から適切な指導・対処をするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の積極的な活用を促進します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○適応支援員及び特別支援教育支援員等の配置の拡充を図ります。

(実施主体：教育委員会)

○コミュニティスクールにおける地域人材の発掘及び活用を推進します。

(実施主体：教育委員会・学校)

② 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進

○教職員の負担軽減を踏まえ、地域（スクールガード等）、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保及び安全対策の推進を図ります。

(実施主体：教育委員会・学校)

8 今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。